

住生活の安定の確保及び向上の促進に 関する施策の実施状況

～令和6年度～

令和7年9月

国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が令和6年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策等について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I	令和6年度に講じた施策の実施状況	3
1	「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	4
2	頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	8
3	子どもを産み育てやすい住まいの実現	13
4	多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	18
5	住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	22
6	脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	24
7	空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	32
8	居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	34
II	令和6年度に講じた連携施策の実施状況	38
(参考)	令和7年度における主な新規施策	45

I 令和6年度に講じた施策の実施状況

目標	基本的な施策
1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	1 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進 (施策の実施状況) ○ 公営住宅等における宅配ボックスの設置を推進 【国土交通省】 ○ 空き家の移住者用住宅やコワーキングスペース等への活用等を支援 【国土交通省】 ○ 改良住宅等における宅配ボックスを設置する取組を推進 【国土交通省】 ○ 改良住宅等における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【国土交通省】 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和6年度】子育てエコホーム支援事業の交付決定状況（令和6年度末時点） 計 651,759 戸（新築：200,424 戸、リフォーム：451,335 戸） 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和6年度】交付決定戸数：1,708 戸 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進及び建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和6年度】実施地区：45 地区 【国土交通省】

1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和6年度】実施地区：35 地区 【国土交通省】 ○ 老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、多様な働き方を支えるテレワーク拠点やグリーン・オープンスペースの整備を支援 【令和6年度】累積8件 【国土交通省】 ○ 空き家の利活用に関する施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援と併せて、フラット35の金利を引き下げることにより、空き家増加の抑制を支援 【令和6年度】申請戸数：803 戸（フラット35 地域連携型の内数） 【国土交通省】 ○ 二地域居住促進に向けた制度的な支援の必要性を踏まえ、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）を改正し、令和6年11月1日に施行 【国土交通省】 ○ 二地域居住に係る中長期的課題（経済的負担の軽減や二地域居住者の特定・登録等）の解決に向け、モデル的な取組を支援する「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」を実施 【国土交通省】 ○ 二地域居住等を推進するため、令和6年10月、「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」を設立（「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組） 【令和6年度末現在】参加団体：1,045 団体 （地方公共団体：739、関係団体：306） 【国土交通省】 ○ 管理組合におけるマンションの長寿命化に資する計画策定等をサポートする取組を支援
--	--

1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	【令和6年度】マンション管理適正化・再生推進事業：採択3件 【令和6年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択14件 【国土交通省】 ○ 共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修の取組や、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取組に対して支援 【令和6年度】交付決定戸数（子育て支援型共同住宅）：779戸 【国土交通省】 ○ 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、賃貸人等を対象とした計画修繕の普及啓発に係る講習会を開催し、所有者向け・管理者向けの計画修繕ガイドブックや修繕・点検時期のセルフチェックシート等を周知 【国土交通省】 ○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、国土交通大臣の指定を受けた住宅紛争処理支援センターにおいて、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行う 【令和6年度】住宅紛争処理の申請件数：128件（評価住宅の件数を含む） 【国土交通省】 2 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進 （施策の実施状況） ○ （一財）住宅生産団体連合会の「DX推進計画策定ガイドライン」に基づき、住宅事業者におけるDX推進計画の策定を推進 【国土交通省】 ○ 宅地建物取引業免許申請等の行政手続におけるデジタル化の推進に関する取組や、IT重説・書面電子化、物件調査におけるデータ利活用、不動産テックの普及に向けた取組などを実施し、令和7年2月に開催した社会資本整備審議会産業分科会不動産部会で、その内容を報告・公表 【国土交通省】
--	--

1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	○ 不動産取引に必要な情報を集約・提供する取組として、各種不動産関連データの活用に向け、必要な検討・公表を実施 【国土交通省】 ○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 【令和6年度】住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：3件 【国土交通省】 ○ 建築BIMの社会実装に向けたロードマップに基づき、施策の検討を進めた。BIMの活用が進んでいない中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて支援する「建築BIM加速化事業」について、対象を拡充して実施 【令和6年度】378プロジェクト、640事業者 【国土交通省】 ○ マンション管理におけるさらなるDXの推進のために必要なマンション標準管理規約を改正 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅の建替え等実プロジェクトにおけるBIM活用の継続 【国土交通省】 ○ Vectorworks版の集合住宅設計BIMデータ類を作成・公開 【国土交通省】 ○ （UR賃貸住宅の）保全に関するBIM活用ガイドラインの活用 【国土交通省】 ○ UR賃貸住宅の保全に関するBIM活用を検討 【国土交通省】
--	--

2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	1 安全な住宅・住宅地の形成 (施策の実施状況) ○ 不動産取引時の重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地を追加し、不動産売買等の契約締結前における水害リスクの説明を義務化したことを踏まえ、宅地建物取引業者の指導、監督を実施 【国土交通省】 ○ 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知（一級河川・二級河川） 【令和 6 年度】把握・周知した一級河川・二級河川数：13,913 【国土交通省】 ○ 最大クラスの高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進 【令和 6 年度】高潮浸水想定区域を指定している都道府県数：18 都道府県 【国土交通省】 ○ 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成を推進 【令和 6 年度】 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数：472 団体 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット 35S により、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和 6 年度】申請戸数：29,578 戸 【国土交通省】 ○ 災害リスクの高い区域等における公営住宅の立地抑制や移転誘導を推進 【国土交通省】 ○ 災害リスクの高い区域等から移転し、セーフティネット登録住宅等への住替えを推進 【国土交通省】
---	--

2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	○ 老朽化した改良住宅等の建替えを推進 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅の整備費補助において災害時利用に関する要件を設けることで非常時の避難体制の整備を促進 【国土交通省】 ○ 災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）による支援を実施 【国土交通省】 ○ 災害危険区域の指定にあたり参考となる事例や支援事業等を周知するなど、地方公共団体による災害危険区域の指定を促進 【国土交通省】 ○ がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）による支援を実施 【令和6年度】除却：41戸、建物助成：15戸 【国土交通省】 ○ 災害時拠点強靱化緊急促進事業により、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進 【令和6年度】実施地区：11地区 【国土交通省】 ○ 水害時における避難者の受入のために付加的に必要な受入関連施設の整備に対して支援を実施 【令和6年度】1施設 【国土交通省】 ○ 立地適正化計画に基づく防災まちづくりの推進を図るため、集約都市形成支援事業等の支援策を実施 【令和6年度】防災指針作成都市：432 【国土交通省】
---	--

2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	○ 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制などを目的とした開発許可制度の見直しが令和4年度に施行されたことを踏まえ、制度の運用が適切に行われるよう地方公共団体が参画する担当者会議の場等において引き続き助言・周知等を実施 【国土交通省】 ○ 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域を指定・公表し、新たなハザードエリアを周知 【令和6年度】約9,000箇所 【国土交通省】 ○ 老朽化した公営住宅の建替えによる防災・減災対策を推進 【国土交通省】 ○ 一定の要件を満たす住宅の耐震改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置を実施 【国土交通省】 ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定や改定、既存不適格建築物への耐震改修等に関する指導等に関し、地方公共団体の取組を促進 【令和6年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,720市区町村 【国土交通省】 ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進 【令和6年度】耐震診断：約48,000戸、耐震改修：約11,600戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和6年度】交付決定戸数：1,708戸 【国土交通省】
---	--

2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進 【令和6年度】299 自治体 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を推進 【令和6年度】実施地区：119 地区 【国土交通省】 ○ 高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進と併せ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進 【令和6年度】実施地区：18 地区 【国土交通省】 ○ 建築物への権利変換による土地・建物の共同化、個別の土地への権利変換を認める事業手法を用いながら、密集市街地の整備を推進（防災街区整備事業） 【令和6年度】実施地区：2 地区 【国土交通省】 ○ 都市防災総合推進事業により、避難場所・避難経路の整備や沿道建築物の不燃化、住民の防災活動への支援等を推進 【国土交通省】 ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進 【令和6年度】実施地区：316 地区 【国土交通省】 ○ 道路の防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進 【令和6年度末現在】電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率：47% 【国土交通省】
---	---

2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	2 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保 (施策の実施状況) ○ 公営住宅を活用した被災者の一時的な住まいの確保を推進 【国土交通省】 ○ 被災者の住まいの早急な確保のため、賃貸住宅関係団体に対し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく賃貸型応急住宅の提供に関する協力を要請 【国土交通省】 ○ 被災者の住まいの早急な確保のため、住宅生産関係団体に対し、災害救助法に基づく建設型応急住宅の提供に向け協力を要請 【国土交通省】 ○ 被災者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅等を活用した被災者の住まいの確保を推進 【国土交通省】
---	--

3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	1 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 (施策の実施状況) ○ 一定の要件を満たす住宅の子育て対応改修工事を実施した場合の所得税の控除を実施 【国土交通省】 ○ 2050 年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和 6 年度】子育てエコホーム支援事業の交付決定状況（令和 6 年度末時点） 計 651,759 戸（新築：200,424 戸、リフォーム：451,335 戸） 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和 6 年度】交付決定戸数：1,708 戸 【国土交通省】 ○ 住宅ローン減税や住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の税制措置を実施 【国土交通省】 ○ 子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット 35 の金利を引き下げる「フラット 35 地域連携型」を実施 【令和 6 年度】申請戸数：803 戸（フラット 35 地域連携型の内数） 【国土交通省】 ○ 子育て世帯又は若年夫婦世帯である場合に、子どもの人数等に応じてフラット 35 の金利を引き下げる「フラット 35 子育てプラス」を実施 【令和 6 年度】申請戸数：21,502 戸 【国土交通省】
----------------------------	---

3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和 6 年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績： （新築）1,735,808 戸、（増改築）1,863 戸、（既存）184 戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の認定基準等の改正を実施 【国土交通省】 ○ 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、賃貸人等を対象とした計画修繕の普及啓発に係る講習会を開催し、所有者向け・管理者向けの計画修繕ガイドブックや修繕・点検時期のセルフチェックシート等を周知 【国土交通省】 ○ 賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等へ立入検査を実施し、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 60 号）の遵守状況について検査を行い、必要に応じて是正指導を実施 また、令和 3 年 6 月に施行された賃貸住宅管理業登録制度について、その適切な運用を通じて賃貸住宅管理業の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の適正化を促進 【令和 6 年度】立入検査数：187 社（うち 127 社に是正指導） 登録件数：9,881 件（令和 5 年度からの増加数：399 件） 【国土交通省】 ○ UR 賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【令和 6 年度】形成団地数：31 団地 【国土交通省】 ○ 公的賃貸住宅の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【令和 6 年度】公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率※ （令和 6 年度末時点）：35.2% ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR 団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12 年））し、こ
----------------------------	---

3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	れにより設置される施設を含む。 【国土交通省】 ○ 改良住宅等における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【国土交通省】 ○ 改正建築物省エネ法（令和4年6月17日公布）に基づく、分譲マンションの住宅トップランナー制度の対象への追加により、住宅の省エネ性能の向上を進める 【国土交通省】 ○ ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）への支援を実施 【令和6年度】補助実績：148戸 【国土交通省】 2 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり （施策の実施状況） ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【令和6年度】形成団地数：31団地 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅等について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修を推進 【国土交通省】 ○ 公的賃貸住宅の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【令和6年度】公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（令和6年度末時点）：35.2% ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。
----------------------------	--

3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	【国土交通省】 ○ 改良住宅等における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進 【令和6年度】実施地区：74 地区（地域生活拠点型再開発事業 10 地区を含む） 【国土交通省】 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【令和6年度】実施地区：47 地区（地域生活拠点型再開発事業 4 地区を含む） 【国土交通省】 ○ 地域生活拠点型再開発事業により、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対する支援を実施 【令和6年度】実施地区：14 地区 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進及び建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和6年度】実施地区：45 地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和6年度】実施地区：35 地区 【国土交通省】 ○ 改正マンション建替円滑化法（令和2年6月24日公布）に伴う税制による支援の実施 【国土交通省】
----------------------------	---

3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	○ 改正マンション建替円滑化法（令和２年６月２４日公布）に基づく建替等事業（マンション建替、マンション敷地売却、敷地分割）の促進 【令和６年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択３件 【国土交通省】 ○ 老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、多様な働き方を支えるテレワーク拠点やグリーン・オープンスペースの整備を支援 【令和６年度】累積８件 【国土交通省】 ○ 空き家の地域の交流施設等への活用等を支援 【国土交通省】 ○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に併設する子育て支援施設を改修費補助の対象とすることで子育て支援機能の充実を図る 【国土交通省】 ○ 誰もが安心して暮らせる住環境整備の先導的な取組に対する補助において、子育て世帯向け住宅の要件を緩和し、より子育て世帯への支援の充実を図る 【国土交通省】 ○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進 【令和６年度】実施地区：１７９地区 【国土交通省】 ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進 【令和６年度】実施地区：３１６地区 【国土交通省】 ○ 景観法（平成１６年法律第１１０号）の制度概要や運用の実態について、セミナーやＨＰを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進 【令和６年度】景観行政団体数：８２２団体、景観計画策定団体数：６７５団体 【国土交通省】
----------------------------	--

4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	1 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保 (施策の実施状況) ○ 住宅金融支援機構において、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローンに対して、住宅融資保険の付保等を実施 【令和6年度】申請戸数：1,484戸 【国土交通省】 ○ 高齢者が安全に住み続けられるための多様な住環境のニーズに応える住宅として「健康寿命サポート住宅」の供給を実施 【令和6年度】1,113戸 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和6年度】申請戸数：29,578戸 【国土交通省】 ○ 公営住宅等の建替えや改修における、バリアフリー対策や省エネ化の取組を推進 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅等について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修を推進 【国土交通省】 ○ 高齢期の住まいの選択に係る総合相談、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の策定及び周知を実施 【国土交通省】 ○ 一定の要件を満たす住宅のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置を実施 【国土交通省】 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯によ
---	---

4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	る高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和6年度】子育てエコホーム支援事業の交付決定状況（令和6年度末時点） 計 651,759 戸（新築：200,424 戸、リフォーム：451,335 戸） 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和6年度】交付決定戸数：1,708 戸 【国土交通省】 ○ 改正建築物省エネ法（令和元年5月17日公布）に基づく、建築士から建築主への説明義務制度の実施により、住宅の省エネ性能の向上を進める 【国土交通省】 ○ IoT 技術等を活用した次世代住宅の普及を促進するため、実用化に向けた課題、効果等の実証を行うプロジェクトに対して支援を実施 【令和6年度】 サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）の補助実績：80 件 住まい環境整備モデル事業（次世代住宅型）の補助実績：35 件 【国土交通省】 2 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり （施策の実施状況） ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【令和6年度】形成団地数：31 団地 【国土交通省】 ○ 公的賃貸住宅の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進
---	--

4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	【令和6年度】公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※ （令和6年度末時点）：35.2% ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。 【国土交通省】 ○ 改良住宅等における生活支援施設や交流スペースを導入する取組を推進 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進 【令和6年度】実施地区：74地区（地域生活拠点型再開発事業10地区を含む） 【国土交通省】 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【令和6年度】実施地区：47地区（地域生活拠点型再開発事業4地区を含む） 【国土交通省】 ○ 地域生活拠点型再開発事業により、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対する支援を実施 【令和6年度】実施地区：14地区 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等の支援を実施 【令和6年度】実施地区：45地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和6年度】実施地区：35地区 【国土交通省】
---	---

4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	○ 改正マンション建替円滑化法（令和２年６月２４日公布）に伴う税制による支援の実施 【国土交通省】 ○ 改正マンション建替円滑化法（令和２年６月２４日公布）に基づく建替等事業（マンション建替、マンション敷地売却、敷地分割）の促進 【令和６年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択３件 【国土交通省】 ○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯等とその支援世帯に対し、ＵＲ賃貸住宅への入居に係る家賃減額を実施 【令和６年度】既存賃貸住宅の家賃減額による近居促進制度による新規契約件数：6,651 件 【国土交通省】 ○ 一定の要件を満たす住宅の多世帯同居対応改修工事を実施した場合の所得税の控除を実施 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和６年度】交付決定戸数：1,708 戸 【国土交通省】 ○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進 【令和６年度】実施地区：179 地区 【国土交通省】 ○ 景観法の制度概要や運用の実態について、セミナーやＨＰを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進 【令和６年度】景観行政団体数：822 団体、景観計画策定団体数：675 団体 【国土交通省】
---	---

5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	1 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保 （施策の実施状況） ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【令和6年度】形成団地数：31 団地 【国土交通省】 ○ 高齢者が安全に住み続けられるための多様な住環境のニーズに応える住宅として「健康寿命サポート住宅」の供給を実施 【令和6年度】1,113 戸 【国土交通省】 ○ 既設の公営住宅について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と活用を推進 【国土交通省】 ○ 公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を推進 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅等について、改修や家賃低廉化支援の活用を推進 【国土交通省】 ○ 国の直接補助において改修整備費を補助することにより、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給促進を図る 【令和6年度】住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修事業：20 件 86 戸 【国土交通省】 ○ 自立生活援助を実施 【令和6年度】287 事業所（令和7年3月国保連データ） 【厚生労働省】 2 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援
---	--

5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	(施策の実施状況) ○ 住居確保給付金の実施 【令和6年度】新規決定件数：6,906件（速報値） 【厚生労働省】 ○ 住まいに困窮している方への居住支援を実施（一時生活支援事業のうちの地域居住支援事業） （【令和5年度】支援人数：1,836人） 【厚生労働省】 ○ 自立生活援助を実施 【令和6年度】287事業所（令和7年3月国保連データ） 【厚生労働省】 ○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において、住まいの確保や居住支援に係る事業を実施 （【令和5年度】実施自治体：11自治体） 【厚生労働省】 ○ 賃借人死亡時の賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項について、セミナー等を通じた周知やモデル的な取組に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 賃貸住宅における外国人の入居円滑化のためのガイドライン等について、セミナー等を通じて周知を実施 【国土交通省】
---	--

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	1 ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化 (施策の実施状況) ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和6年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績： (新築) 1,735,808 戸、(増改築) 1,863 戸、(既存) 184 戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の認定基準等の改正を実施 【国土交通省】 ○ 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、事業者に標章の使用を許諾することで既存住宅流通を促進 【令和6年度】安心R住宅調査報告書の提出件数：1,937 件 【国土交通省】 ○ 既存住宅の質の向上や瑕疵の発生防止等を図るため、データベースに収集した住宅瑕疵情報、住宅履歴情報等住宅に係る情報を分析し、住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査研究の実施を検討 【国土交通省】 ○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、国土交通大臣の指定を受けた住宅紛争処理支援センターにおいて、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を実施 【令和6年度】住宅紛争処理の申請件数：128 件(評価住宅の件数を含む) 【国土交通省】 ○ 実態調査を含めた健全なリースバックの普及、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構において、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅
--	---

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	ローンに対して、住宅融資保険の付保等を実施 【令和6年度】申請戸数：1,484戸 【国土交通省】 ○ 住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組に対する支援を行うことにより、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の好循環を促す 【令和6年度】補助事業数：15事業 【国土交通省】 2 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化 （施策の実施状況） ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和6年度】申請戸数：29,578戸 【国土交通省】 ○ 既設の公営住宅について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と活用を推進 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅等について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修の推進 【国土交通省】 ○ 既設の改良住宅等について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、改良住宅等のストックの居住水準の向上と活用を推進 【国土交通省】 ○ 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新 【国土交通省】
--	---

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	○ 一定の要件を満たす住宅の改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置を実施 【国土交通省】 ○ 2050 年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和 6 年度】子育てエコホーム支援事業の交付決定状況（令和 6 年度末時点） 計 651,759 戸（新築：200,424 戸、リフォーム：451,335 戸） 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和 6 年度】交付決定戸数：1,708 戸 【国土交通省】 ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定や改定、既存不適格建築物への耐震改修等に関する指導等に関し、地方公共団体の取組を促進 【令和 6 年度】耐震改修促進計画策定状況（令和 6 年 4 月 1 日時点）：全都道府県、1,720 市区町村 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和 6 年度】実施地区：45 地区 【国土交通省】 ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進 【令和 6 年度】耐震診断：約 48,000 戸、耐震改修：約 11,600 戸 【国土交通省】
--	---

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	○ 適切な修繕積立金の確保や長寿命化に資する大規模修繕工事の実施に向けた管理組合の合意形成を促進 【令和6年度】マンション長寿命化促進税制の申告実績：7,015 件 【国土交通省】 ○ マンション管理適正化推進計画の作成の促進のため、地方公共団体が行うマンション管理の実態調査に係る支援等を実施 【令和6年度】マンション管理適正化・再生推進事業：採択 16 件 【国土交通省】 ○ マンションの管理適正化や長寿命化を推進するため、地方公共団体による管理計画認定制度を推進 【令和6年度】管理計画認定制度の認定実績：2,128 件 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和6年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績： (新築) 1,735,808 戸、(増改築) 1,863 戸、(既存) 184 戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の認定基準等の改正を実施 【国土交通省】 3 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成 (施策の実施状況) ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット 35S により、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和6年度】申請戸数：29,578 戸 【国土交通省】
--	---

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	○ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和6年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績： （新築）1,735,808戸、（増改築）1,863戸、（既存）184戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅の認定基準等の改正を実施 【国土交通省】 ○ 一定の基準に適合する認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅に係る所得税等の特例措置を実施 【国土交通省】 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和6年度】子育てエコホーム支援事業の交付決定状況（令和6年度末時点） 計651,759戸（新築：200,424戸、リフォーム：451,335戸） 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和6年度】交付決定戸数：1,708戸 【国土交通省】 ○ ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）への支援を実施 【令和6年度】補助実績：148戸 【国土交通省】 ○ より省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進するため、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素認定住宅等の普及促進を図る 【国土交通省】
--	---

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	○ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅（ZEH）の導入を支援 （【令和5年度】国土交通省所管：133,745戸） 【国土交通省】 ○ 将来のさらなる普及に向けて供給すべき ZEH-M の導入を支援 【令和6年度】集合住宅（経済産業省超高層 ZEH-M）：6棟 【経済産業省】 ○ ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅のオーナー等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入に係る費用の補助を実施 【令和6年度】補助事業の採択件数：17,168件 【経済産業省】 ○ 既存住宅の所有者等による断熱性能の優れた断熱材や窓等を用いた断熱改修に要した経費の一部を支援 【令和6年度】経済産業省所管：241戸 【経済産業省】 ○ 消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用に対する補助を実施 【令和6年度】高効率給湯器の導入台数：418,632台 【経済産業省】 ○ ZEH・ZEH+・ZEH-M 基準を満たす新築住宅に対する補助を実施 【令和6年度】ZEH・ZEH+基準を満たす新築戸建住宅の交付決定：5,987戸 ZEH-M 基準を満たす新築集合住宅の交付決定：6,334戸 【環境省】 ○ 高い断熱性能を持つ窓への改修に対する補助を実施 【令和6年度】環境省所管：323,057戸
--	--

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	【環境省】 ○ 既存住宅の断熱リフォーム支援事業を実施 【令和6年度】交付決定：7,344戸 【環境省】 ○ V2H の設置を ZEH+基準の選択要件に設定 【環境省】 ○ V2H の設置を ZEH-M 住宅への追加補助対象に設定 【環境省】 ○ 環境・ストック活用推進事業により、木造化に係る住宅・建築物の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを支援 【国土交通省】 ○ 中高層の木造建築物の設計に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計支援情報を集約一元化して提供するとともに、設計者を育成する取組に対して支援 【令和6年度】11月～2月に講習を実施 (意匠講習:受講295名、構造設計講習:受講181名) 【国土交通省】 ○ 炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクト等を広く公募し、支援 【令和6年度】優良木造建築物等整備推進事業採択件数：17件 【国土交通省】 ○ 住宅への国産材利用による効果等をまとめたパンフレットの作成に対して支援するとともに、建築物への木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献等の効果の評価項目・方法を整理したガイダンスの普及を実施。また、CLT等を活用した建築物の施工ノウハウ等を蓄積するため、実証建築に必要な設計・建設費等に対して支援 【令和6年度】実施件数：165件(うちCLTの実証に係る件数：39件) 建築用材等における国産材利用量：1,618万m³(令和5年全国値) 【農林水産省】
--	--

6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	○ 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等の特例措置を実施 【国土交通省】 ○ 住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能を住宅トップランナー制度等により把握 【国土交通省】
--	---

7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	1 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却 (施策の実施状況) ○ 管理不全空家や特定空家等の除却等を支援 【国土交通省】 ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍整備を促進 【令和6年度】地籍が明確化された土地の面積：623km² 【国土交通省】 ○ 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等を含む、民間事業者等の空き家対策のモデル的な取組や空き家所有者等からの相談対応を実施する空家等管理活用支援法人の取組に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を支援 【国土交通省】 2 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進 (施策の実施状況) ○ 空き家の除却や除却後の跡地活用、空き家の活用を支援 【国土交通省】 ○ 二地域居住促進に向けた制度的な支援の必要性を踏まえ、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律を改正（令和6年11月1日施行） 【国土交通省】 ○ 二地域居住に係る中長期的課題（経済的負担の軽減や二地域居住者の特定・登録等）の解決に向け、モデル的な取組を支援する「二地域居住先導的プロジェクト実装事業」を実施 【国土交通省】 ○ 二地域居住等を推進するため、令和6年10月、「全国二地域居住等促進官
---------------------------------------	--

7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	民連携プラットフォーム」を設立（「全国二地域居住等促進協議会」を発展的に改組） 【令和6年度末現在】参加団体：1,045 団体 （地方公共団体：739、関係団体：306） 【国土交通省】 ○ 各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるようにする「全国版空き家・空き地バンク」を構築し、平成30年4月から本格運用を開始 【令和6年度】参加自治体数（令和6年度末時点）：1,103 自治体 【国土交通省】 ○ 所有者不明土地等対策モデル事業を実施 【令和6年度】17 団体 【国土交通省】 ○ 空き家等に関連する新たなビジネスモデルの構築等を含む、民間事業者等の空き家対策のモデル的な取組を支援 【国土交通省】
---------------------------------------	---

8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	1 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成 (施策の実施状況) ○ 住宅現場における働き方改革への対応や大工技能者の実態調査を踏まえた担い手確保等に向けた方策について検討するとともに、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対して支援を実施 【国土交通省】 ○ 和の住まいに関する各界有識者の声を盛り込んだ手引書及び関係省庁施策を周知するとともに、和の住まいリレーシンポジウム等の普及活動を展開 【令和6年度】和歌山、香川 ※令和6年度をもって、全都道府県において1回以上の開催を達成 【国土交通省】 ○ 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を活用した構造材等の普及啓発の取組を支援 【令和6年度】実施件数：8件 【農林水産省】 ○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 【令和6年度】住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：3件 【国土交通省】 ○ マンション管理におけるさらなるDXの推進のために必要なマンション標準管理規約を改正 【国土交通省】 ○ 環境・ストック活用推進事業により、木造化に係る住宅・建築物の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを支援 【国土交通省】 ○ 中高層の木造建築物の設計に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計支援情報を集約一元化して提供するとともに、設計者を育成する
------------------------------------	--

	取組に対して支援を実施 【令和6年度】11月～2月に講習を実施 (意匠講習:受講 295 名、構造設計講習:受講 181 名) 【国土交通省】 ○ 炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクト等を広く公募し、支援を実施 【令和6年度】優良木造建築物等整備推進事業採択件数: 17 件 【国土交通省】 ○ 都市の木造化等に向けた CLT 等の新たな製品・技術の開発・普及・設計者育成に対して支援を実施 【令和6年度】実施件数: 24 件、講習修了者等の人数: 4,691 名 【農林水産省】 ○ 住宅リフォーム事業者団体登録制度において、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を実施 【令和6年度】登録団体数(令和6年度末時点): 16 団体 【国土交通省】 ○ マンション管理士制度の普及や管理に課題のあるマンション等への地方公共団体による専門家派遣の支援を実施 【令和6年度】マンション管理適正化・再生推進事業: 採択 10 件 【国土交通省】 ○ 既存住宅状況調査技術者講習制度により、調査の担い手となる技術者を育成し、既存住宅流通市場の活性化を促進 【令和6年度】既存住宅状況調査技術者数(令和7年4月1日時点): 17,436 人 【国土交通省】 2 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長 (施策の実施状況) ○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施
--	--

	工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 【令和6年度】住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：3件 【国土交通省】 ○ 建築BIMの社会実装に向けたロードマップに基づき、施策の検討を進めた。BIMの活用が進んでいない中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて支援する「建築BIM加速化事業」について、対象を拡充して実施 【令和6年度】378プロジェクト、640事業者 【国土交通省】 ○ 赤外線装置を搭載したドローンを用いた建築物の定期調査における外壁の調査方法に関する告示改正内容等について周知 【国土交通省】 ○ スマート技術を活用した新たなサービスの実施に向け、整備したモデル住戸において生活モニタリングによる実証実験を継続して実施 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅へのIoT技術等の導入を行う改修事業について改修費補助を実施することにより促進 【国土交通省】 ○ 誰もが安心して暮らせる住環境整備の先導的な取組に対する補助において新たな技術やシステムの導入費用を補助することにより普及を促進 【国土交通省】 ○ マンション管理におけるさらなるDXの推進のために必要なマンション標準管理規約を改正 【国土交通省】 ○ 米国・豪州等においてセミナー等を通じた情報交換及び政府間関係構築や、インド・インドネシア等において民間企業の市場調査・技術普及を支援するとともに、ビジネス環境を整えるため、日本の規格の国際標準化や制度の普及を促進 【国土交通省】
--	---

その他分野横断的な施策	(施策の実施状況) ○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表 【令和6年度】年4回各80地区 【国土交通省】 ○ 令和7年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示するとともに、HPを通じた情報提供を実施 【令和6年度】標準地26,000地点(※うち、隔年で調査を行う430地点、福島第一原子力発電所の事故の影響による6地点及び令和6年能登半島地震の影響による1地点の計437地点で調査を休止) 【国土交通省】 ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を追加公表 【令和6年度】掲載品目数(令和6年度末時点) : 計17種類3,504品目 【警察庁】
--------------------	--

Ⅱ 令和 6 年度に講じた連携施策の実施状況

住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

概要

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要があるため、国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援するとともに、3 省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とした。

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1) 高断熱窓の設置 ※1, 4	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値) 1.9 以下等、建材トップランナー制度 2030 年目標水準値を超えるものの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率 1/2 相当等) 上限 200 万円/戸
	2) 高効率給湯器の設置	高効率給湯器 (a) ヒートポンプ給湯機、 (b) ハイブリッド給湯機、 (c) 家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a) 10 万円/台、(b) 13 万円/台、(c) 20 万円/台
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 ※2, 4	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し: 5 万円/台 追焚機能有り: 7 万円/台
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事 ※3, 4	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限 30 万円/戸 ・その他の世帯: 上限 20 万円/戸
②その他のリフォーム工事※3, 4 (①1)～③のいずれかの工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限 45 万円/戸 ・その他の世帯: 上限 30 万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限 60 万円/戸

- ※1 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（環境省）による支援（令和5年度補正予算）
- ※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）及び既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業（経済産業省）による支援（令和5年度補正予算）
- ※3 子育てエコホーム支援事業（国土交通省）による支援（令和5年度補正予算、令和6年当初予算）
- ※4 ①1）、3）及び②については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降にリフォーム工事に着手したもの、①2）については、経済対策閣議決定日（令和5年11月2日）以降に対象工事に着手したものに限る（いずれの場合にも、交付申請までに事業者登録が必要）。

改正住宅セーフティネット法（令和6年6月5日公布）

1. 背景・目的

単身世帯の増加、持ち家率の低下等が進む中、今後、高齢者、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれている。一方で、賃貸人の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいる。

令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）が改正され、令和7年10月1日に改正法が施行される。

2. 概要

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律 【令和6年5月30日成立、同年6月5日公布、令和7年10月1日施行】

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備
【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

- 終身建物賃貸借（※）の利用促進
※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する（相続人に相続されない）賃貸借
・ 終身建物賃貸借の **認可手続を簡素化**（住宅ごとの認可から **事業者の認可**へ）
- 居住支援法人による残置物処理の推進
・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務**に、入居者からの委託に基づく **残置物処理**を追加
- 家賃債務保証業者の認定制度の創設
・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**（認定保証業者）を国土交通大臣が **認定**
⇒（独）**住宅金融支援機構**の家賃債務保証 **保険**による要配慮者への **保証リスクの低減**
- 居住サポート住宅による大家の不安軽減（2. 参照）

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進
【住宅セーフティネット法】

- 居住サポート住宅（※）の認定制度の創設
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」
・ **居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）の供給を促進**（市区町村長（福祉事務所設置）等が **認定**）
⇒ 生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費（家賃）について代理納付（※）を原則化**
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う
⇒ 入居する要配慮者は **認定保証業者**（1. 参照）が **家賃債務保証を原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞

3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化
【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- **市区町村による居住支援協議会（※）設置を促進（努力義務化）し、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進**
※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

居住支援協議会等活動支援事業

1. 目的

- ① 国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- ② 地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施

2. 概要

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等に対し補助を実施

	居住支援協議会等活動支援事業(令和7年度当初)
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等
補助対象事業	1. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 居住支援協議会設立に向けた準備に係る取組 4. 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 5. 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 6. 地方公共団体等との連携(セミナー等における情報提供等) 等
補助率	定額(国10/10)
補助限度額	・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,500千円 (複数自治体による共同設立の場合は上限4,000千円) ・居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円)

ZEH の導入支援

概要

2050 年カーボンニュートラル実現に向けた住宅における省エネ・省 CO₂ 化にあたって、関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）が連携して ZEH 等に対する支援を実施した。

三省連携によるZEH等の推進（補助事業の実施）

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けた住宅における省エネ・省CO₂にあたって、関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）が連携してZEH等に対する支援に取組んだところ。



高性能建材の導入支援

概要

既存住宅の所有者等による断熱性能の優れた断熱材や窓等を用いた断熱改修に要した経費の一部を支援した。

＜経済産業省事業＞

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和6年度予算額 **57億円**（68億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

事業の内容

事業目的

大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とする。

事業概要

- (1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの支援する。
- (2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図る。
- (3) 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

※（1）については、過去に採択した複数年度の案件の実施分。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



```

graph LR
    A[国] -- "補助  
(定額)" --> B[民間企業等]
    B -- "補助  
(1)1/2  
(2)2/3  
(3)1/2" --> C[民間企業等]
    C --> D[民間企業等]
    
```

＜環境省事業＞

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和6年度予算額 7,550百万円（6,550百万円）】
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

- 1.事業目的
- エネルギーの供給不足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高熱化の推進、
 - エネルギー価格高騰の対応にも資する、新設の省エネ基準に適合し既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO₂化、
 - 2030年までに目指す住宅の姿としては、現時点で3年ほど先行してZEH標準の水準のエネルギー性能の確保を目指す。
 - 2030年の家財部門からのCO₂排出量を約7割削減（2013年比）に貢献することを目的とする。
 - 2050年の家庭部門から排出されるCO₂を削減し、脱炭素社会の推進。

2. 事業内容

(1) 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

①戶建住宅（注
材木等實體鋪

② ZEHI以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEHI+）に対する定額補助：100万円/戸
上記②のZEHIのうち、断熱性等エネルギー効率以外の外壁強化に追加補助：25万円/戸等
上記①、②の戸建住宅等のZEHI、ZEHI+に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直文集成材））を一定量以上使用、又は先進の再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電システム2万円/kWh、太陽光20万円/戸等

③ 既存戸建住宅の断熱リフォーム：補助率1/3以内（上限120万円/戸。蓄電システム、電気ヒートポンプ式給湯機等に別途補助）

(3) 省エネ住宅の普及

- ### 3. 事業スキーム
- | | |
|-----------|-------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業／委託事業 |
| ■補助対象・委託先 | 住宅取得者等 |
| ■実施期間 | 令和3年度～令和7年度 |

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

 デコ活 **集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）**

【令和6年度予算額 3,450百万円(3,450百万円)】
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内数】

集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的
- エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
 - Tエネルギー㈱が得意先の対応にも専念し、現在貯水タンクに溜め込んだ再生水等の売却に紐づくによるタンク・省CO2化。
 - 2030年頃、目指すべき住宅の姿としては、実証するべき技術により「ZEH低炭素水準の省エネルギー性能の確保を目標とする」。
 - 2030年頃の「家賃補助」からCO2削減に貢献し「環境貢献（2013年以降）」に貢献することを目指す。
 - 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて「脱炭素社会」の推進。

2. 事業内容

(1) 集合住宅の耐震性・省CO2化 買取価格を算出するため、以下の補助率を採

- (1) 発生率等の改善とCO2削減、高効率化を促進するため、以下の補助を行う。
- ① 新設品等ZEH-M (3層以下) の定率補助：40万円/戸
 - ② 新設品等ZEH-M (4、5層) の定率補助：補助率3/3以上
 - ③ 新設品等ZEH-M (6～20層) の定率補助：補助率3/3以上
- ④ 上記①～③のZEH-Mを導入、完成品又は再販品等（CLT（集成材）等）を主として使用し、先述の通り2年利用促進期間を適用する又は2万円を超過する導入費の別途給付（電費シミュレーション2万円/kWh（上限額2万円/年。一定の条件を再計算する場合は24万円/年）など）
- (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム：補助率1/1（上限15万円/戸（玄室ドア改修を含む場合は20万円/戸））
- (3) 2階以下住宅の屋根及び土間・1階床の断熱改修：断熱性能改善率を認定を行う（※表2）

※**水害被害**について、**水害**

3. 事業スキーム
- 事業形態 間接補助事業／委託事業
 - 補助対象・委託先 住宅取得者等
 - 実施期間 平成30年度～令和7年度

为国会甘告： 羅敏倫 推誠理問局 推誠理問化驗師 推誠理問化驗師 電話：0570-028-341

4 補助対象の例

- (1) 省工水・省CO2化

①低圧ZEH-M ②中層ZEH-M ③高圧ZEH-M

④①～③に併せて密着システムを導入、(口)を 定量以上使用等に3割迄補助

(2) 断熱リフォーム

トータル削減
削減目標は、日110万ポンド



又は

玄関ドア

(参考) 令和7年度における主な新規施策

子育てグリーン住宅支援事業

1. 目的

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯など※に対して、「ZEH 水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030 年度までの「新築住宅の ZEH 基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

※「18 歳未満の子を有する世帯（子育て世帯）」又は「夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯（若者夫婦世帯）」

2. 事業概要

子育てグリーン住宅支援事業の概要



令和7年度当初予算額：250億円
令和6年度補正予算額：2,250億円 ※GX経済移行債を含む。

1 制度の目的

○ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行う。

2 補助対象

経済対策閣議決定日(令和6年1月22日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

住宅※2の新築(注文住宅・分譲住宅・賃貸住宅)			
対象世帯	対象住宅	補助額	
すべての世帯	GX志向型住宅※4	160万円/戸	
子育て世帯等※1	長期優良住宅※4,5,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7	100万円/戸
		上記以外の場合	80万円/戸
	ZEH水準住宅※4,6	建替前住宅等の除却を行う場合※7	60万円/戸
		上記以外の場合	40万円/戸
各対象住宅の要件			
GX志向型住宅		長期優良住宅・ZEH水準住宅	
断熱性能※8	等級6以上	等級5以上	
一次エネルギー消費量の削減率	再エネを除く35%以上 再エネを含む原則100%以上※9	20%以上	
HEMSの設置	設置※10		

※1:「18歳未満の子を有する世帯(子育て世帯)」又は「夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(若者夫婦世帯)」
 ※2:対象となる住戸の床面積は50㎡以上240㎡以下とする。
 ※3:以下の住宅は、原則対象外とする。
 ①「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
 ②「災害危険区域(自然災害危険区域又は洪水危険区域と重複する区域に限る)」に立地する住宅
 ③「土地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害リスクゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、色線区域等)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅
 ④「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は洪水危険区域(洪水浸水想定区域)内」に立地する住宅
 ※4:「GX志向型住宅」は環境省において実施。「長期優良住宅」及び「ZEH水準住宅」は国土交通省において実施。
 ※5:長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、地方公共団体に認定を受けたもの。
 ※6:賃貸住宅の場合、子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合することが必要。
 ※7:住宅の新築にあわせ、建替前に居住していた住宅など建築主の継続を要する所有する住宅を除却する場合。
 ※8:結露防止に係る基準は含まない。
 ※9:戸建住宅・共同住宅の別に応じて、基準値はそれぞれ下表のとおりとする。

【戸建住宅(立地)】			
右記以外の地域	寒冷地又は低日照地域	都市部狭小地域又は多層地域	要件なし
100%以上	75%以上	要件なし	

【共同住宅(階数)】

1~3	4~5	6以上
75%以上	50%以上	要件なし

※10:他の機器との接続が可能な規格に適合することが必要。(接続の是非は居住者の判断)

既存住宅※11のリフォーム※12		
メニュー	補助要件	補助額※13
Sタイプ	必須工事3種の全てを実施	上限:60万円/戸
Aタイプ	必須工事3種のうち、いずれか2種を実施	上限:40万円/戸
補助対象工事		
必須工事※14	①開口部の断熱改修、②躯体の断熱改修、③エコ住宅設備の設置	
附帯工事※15	子育て対応改修、バリアフリー改修等	

※11:賃貸住宅や、買取再販事業者が扱う住宅も対象に含まれる。
 ※12:「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)【以下「連携事業」という。】とのワンストップ連携実施し、併せて実施することが可能。
 ※13:補助額はリフォーム工事の内容に応じて定める額を算出した額。
 ※14:①、②については、ZEH水準に相当する省エネ性能以上の改修工事に限る。
 ※15:補助対象となるのは「必須工事」を行う場合に限り、この場合、連携事業のうち、環境省事業は必須工事①、経済産業省事業は必須工事③として扱う。

分譲住宅・賃貸住宅の新築に関する特則

- 【分譲住宅における事前登録の方法】
- 住宅購入者が決定していない時点においても、あらかじめ、補助要件に適合する住宅の戸数を登録することで、交付申請を行うことが可能。
 - 登録は、①各事業者における1か月あたりの登録戸数の上限、②各住棟における対象住宅戸数に応じた登録戸数の上限(共同住宅の場合)の範囲内で行う。
 - 登録戸数を超える住宅購入者が決定した場合は、追加の交付申請を行うことも可能(共同住宅の場合)。
- 【賃貸住宅を対象とした追加ルール(長期優良住宅又はZEH水準住宅に限る)】
- 申請ができる戸数の上限は、※2及び※6に該当する戸数の50%とする。
 - 新築時最初の入居募集(3か月間)は、対象を子育て世帯等に限定する。
(当該期間中に入居者を確保できなかった場合は、子育て世帯等以外の世帯を入居させることも可能)
 - 「子育て世帯等」向けに、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定する。

住宅団地再生推進モデル事業

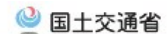
1. 背景・目的

高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域再生法改正（令和6年10月1日施行）による措置に加え、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する住宅団地再生推進モデル事業を創設した。

2. 概要

地域住民等による持続可能な住宅団地再生のモデル的な取組手法の確立に資する事業の提案を広く公募、地域のまちづくり活動や既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

住宅団地再生推進モデル事業（住宅市街地総合整備事業）



高齢化等の課題を抱える住宅団地を再生し、将来にわたって持続可能なまちの形成を推進するため、地域再生法改正（令和6年10月1日施行）による措置に加え、地域住民による持続可能な団地再生の取組手法を確立することを目的として、民間事業者等によるモデル的な団地再生の取組に対して支援する住宅団地再生推進モデル事業を創設する。

<住宅団地再生推進モデル事業の実施要件>

- ・資金面又は人材面の観点から、継続性を考慮したモデル的な取組であること。
- ・モデル事業に取組む民間事業者等は、次のいずれかの者。①地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等を予定している者（以下「推進法人等」という。）、②推進法人等と連携し、住宅団地再生に取組んでいる者
- ・モデル事業に取組む民間事業者等と地方公共団体が連携し、住宅団地再生に取組むこと。
- ・事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること。

<事業期限>

令和12年3月31日までに着手したもの
（事業期間が複数年度にわたる場合、事業期間は、補助金の交付が開始される年度から3年度以内とする。）

<支援内容>

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※1
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※1
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※1
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等
地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援
（定額補助（300万円を限度））



ハード事業に対する支援

高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援【国費率1/3※2】



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援【国費率1/3※2】



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援【国費率1/3※2】



※1：（カッコ）書きは、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る。
※2：地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸等する際の価格の減価や固定資産税等の減免など物理的により負担を減らすものとする。

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

1. 背景・目的

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援する事業を創設した。

2. 概要

暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業

新規

令和7年度当初予算：
住宅・建築物防災力緊急促進事業（110億円）の内数

地域に根づいた住宅生産の担い手不足への懸念や大規模災害リスク等を踏まえ、地方公共団体と締結する災害協定等の内容に応じ、一定のエリアにおいて横連携を図る地域の住宅生産事業者等で構成されるグループが災害発生時に備えて事前に実施するモデル的取組を支援する事業を創設する。

現状・課題

- 今後30年以内に南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高確率で想定される中、災害発生時の被災者の住まいの確保において中心的役割を果たす中小工務店等の持続可能性の確保が不可欠
- また、地域に根づいた中小工務店等における担い手不足が懸念されるなど、今後、地域における安定的な住宅供給・維持管理が困難となる可能性

事業イメージ

以下の取組により、地方公共団体との災害協定等の内容充実化及び防災性向上マニュアルの整備を通じた木造応急仮設住宅等の早期の供給促進を図る。

大規模災害発生時における地域の担い手の確保及び木造応急仮設住宅等の早期供給等の初動対応の迅速化に資する先導性の高い取組への支援

【広域モデル策定型】

木造応急仮設住宅等の設計図作成、整備体制構築等の事前検討、発災時対応に必要な建築技能習得のための研修や訓練等のモデル的取組





※1 事業主体として、地方公共団体との災害協定等の締結、若手入職・定着に係る取組の実施及び住宅生産事業者等の連携体制の構築を要件とする。
※2 地方公共団体及び複数の地域グループで構成されるものとする。

【地域モデル実装型】

木造応急仮設住宅（恒久）や復興住宅等のモデル的整備




試行

→

フィードバック



令和6年能登半島地震で整備された木造応急仮設住宅

国

地域グループ

※1

地域の住宅生産事業者等で構成されるグループ

補助率等

【広域モデル策定型】 取組主体：地域グループ 補助率：定額

【地域モデル実装型】 整備主体：地域協議会※2 補助率：1/2

補助限度額：1,000万円／地域グループ

将来ビジョン

- 官民の連携体制構築により、住まいの確保に係る防災性向上等に取り組む地域の担い手の確保を促進
- 防災性向上に資するモデル的取組の全国展開等により、大規模災害発生時における初動対応を迅速化

48

居住サポート住宅に関する支援事業

1. 背景・目的

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向けて、セーフティネット住宅に加えて、居住サポート住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を行うなど、住宅セーフティネット機能の強化を図る。

2. 概要

改修費に係る補助		家賃低廉化に係る補助		家賃債務保証料等の低廉化に係る補助		セーフティネット住宅への住替えに係る補助	
事業主体	大家等、地方公共団体	事業主体	大家等、地方公共団体	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体		居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体	
補助対象工事	① バリアフリー改修工事 ② 耐震改修工事 ③ シェアハウス化工事 ④ 間取り変更工事 ⑤ 子育て世帯対応改修工事(子育て支援施設の併設に係る工事を含む。) ⑥ 防火・消火対策工事 ⑦ 交流スペースの設置改修工事 ⑧ 省エネルギー改修工事 ⑨ 安否確認の設備の設置改修工事 ⑩ 防音・遮音工事 等 ※ 改修工事の検討や実施期間中に必要な住宅の借上げ費用の限度額を一定の条件で引上げ ※ 登録済みの専用住宅を居住サポート住宅にするための改修も補助対象とする	補助対象世帯	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯: 月収21.4万円(収入分位40%)以下 多子世帯: 月収25.9万円(収入分位50%)以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等: 月収21.4万円(収入分位40%)以下	原則月収15.8万円以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯: 月収21.4万円以下 多子世帯: 月収25.9万円以下 ただし、家賃債務保証料等低廉化を行う者が入居者の所得を把握することが困難な場合であつて、家賃の額が公営住宅並み家賃の額以下である場合には、この限りでない。		原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット住宅への住替え(原則家賃が下がる場合に限り)	
	低廉化の対象		家賃	家賃債務保証料 孤独死・残置物に係る保険料 死後事務委任契約に係る費用 緊急連絡先引受けに係る費用		セーフティネット住宅への住替え費用	
補助率・国費限度額	国1/3(地方公共団体を通じた補助:国1/3+地方1/3) 50万円/戸 等 (⑤で子育て支援施設を併設する場合、1,000万円/施設)	補助率・国費限度額	国1/2+ 地方1/2 等 2万円/戸・月 等 国費総額240万円/戸	国1/2+ 地方1/2 3万円/戸	国1/2+ 地方1/2 5万円/戸		
対象住宅	専用住宅 居住サポート住宅	対象住宅	専用住宅 居住サポート住宅	登録住宅 専用住宅 居住サポート住宅			
管理要件	管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和(間接補助)	支援期間	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間に延長可能 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能	-			

被保護者地域居住支援事業

1. 目的

居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居等において日常生活を営むために必要な支援を行う。

2. 概要

被保護者地域居住支援事業（生活保護法第 55 条の 10 第4号）	
○ 居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、定期的な戸別訪問による必要な情報の提供及び助言等現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行う事業 ・実施主体 都道府県、市、福祉事務所設置町村（外部委託可能）	
基本的事項（目的） 本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。	事業（支援）内容 ・以下の①～④の事業（支援）を実施（③、④は任意） ・支援に当たってはケースワーカーと連携することとし、支援内容は個々の被保護者に係る「援助方針」を踏まえたものとする ①入居等に当たっての支援 入居・転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報提供、契約手続き支援 など ②居住を安定して継続するための支援 定期的な戸別訪問等による見守り、生活支援 訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う ③地域社会との交流支援 ④その他居住安定のために必要な支援
対象者 支援が必要と福祉事務所が認めた者（本人同意が必要）	その他 ・適切な法人に外部委託可 ・居住支援協議会が設置されている場合は当該協議会に参加 ・著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な環境や不必要なサービスを強要しているなど不適切な事案を把握した際には、福祉事務所と連携して対応
支援期間 一年間（福祉事務所判断で延長可）	
職員配置 居住支援員を配置（兼務可） 〔 日常生活上の相談支援業務又は不動産関連業務従事経験者など、事業を適切に実施出来る者 〕	

※ 生活困窮者に対する地域居住支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項第 2 号に規定する事業をいう。）を実施している自治体においては、本事業と一体的な実施、又は特定被保護者対象事業（「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号／社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長／地域福祉課長通知）の実施に努めること。

フラット 35 中古プラスの創設

1. 背景・目的

既存住宅の品質確保・流通を促進するため、住宅金融支援機構の「フラット 35」において、現行の金利引下げメニューに加え、躯体や設備等の劣化の検査等により品質が確保された既存住宅を対象に、金利の引下げを実施。

2. 概要

以下の①②のいずれかに該当する既存住宅について、当初5年間0.25%の金利引下げ（1ポイント）を実施。

- ① 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）に基づく、既存住宅性能評価を取得しているもの（劣化事象の現況検査が必須）
- ② ①と同等の検査の結果、劣化事象が認められない（補修した場合を含む。）ことについて、適合証明機関による適合証明を取得しているもの

基本的な施策 47（国土交通省）

フラット35における既存住宅の品質確保の取組強化

拡充

令和7年度当初予算：
優良住宅整備促進等事業費補助（248.24億円）の内数

既存住宅の品質確保・流通を促進するため、住宅金融支援機構の「フラット35」において、現行の金利引下げメニューに加え、躯体や設備等の劣化の検査等により品質が確保された既存住宅を対象に、金利の引下げを実施。



新築住宅における省エネ基準適合義務

1. 背景・目的

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減（2013 年度比）の実現に向け、2021 年 10 月、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定された。これを受けて、我が国のエネルギー消費量の約 3 割を占める建築物分野における取組が急務となっている。

原則全ての新築住宅に対し省エネ基準への適合義務を課すことで、抜本的な建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

改正建築物省エネ法（令和 4 年 6 月 17 日公布）の施行により、令和 7 年 4 月 1 日以降、原則全ての住宅を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられる。

基準適合義務の対象(届出義務制度・説明義務制度の廃止)



Point

- 2025年4月(R7年4月)以降に着工する原則**全ての住宅・建築物**について省エネ基準適合が義務付けられます。
- 現在、中規模以上の住宅に適用されている**届出義務制度**及び小規模住宅・非住宅に適用されている建築主に対する**説明義務制度**は、省エネ基準適合義務制度開始以降(2025年4月以降)は**廃止**されます。

省エネ基準適合義務の対象

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

<現行制度からの変更点>

	現行制度	
	非住宅	住宅
大規模(2000㎡以上)	適合義務	届出義務
中規模(300㎡以上)	適合義務	届出義務
小規模(300㎡未満)	説明義務	説明義務

2025年
4月以降

改正(2025年4月以降)	
非住宅	住宅
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務
適合義務	適合義務

適用除外

以下の建築物については適用除外となります。

- ① 10㎡以下の新築・増改築
- ② 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備を設ける必要がないもの
- ③ 歴史的建造物、文化財等
- ④ 応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等

届出義務制度及び説明義務制度の廃止

- **届出義務制度**（現在、300㎡以上の住宅に適用）及び**説明義務制度**（現在、300㎡未満の住宅・非住宅に適用）は、**2025年4月以降廃止**されます。
- **施行日以後に着工する**場合は、**省エネ基準適合義務の対象**となり、**施行日前に着工する**場合は、**届出義務制度又は説明義務制度の対象**となります。

脱炭素志向型住宅の導入支援事業

1. 背景・目的

脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させるとともに、住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 概要

家庭部門のCO₂排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和6年度補正予算額 50,000百万円】

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する新築住宅（脱炭素志向型住宅）の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素志向型住宅の導入加速により、関連産業の産業競争力強化及び経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- ② 住宅の省エネ化を加速させ、エネルギー価格高騰から国民生活を守る。

2. 事業内容

家庭部門のCO₂排出量削減を進め、くらし関連分野のGXの実現に向けて、2050年ストック平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す牽引役として、ZEH基準の水準を大きく上回る性能を有する省エネ住宅の早期普及を図るため、脱炭素志向型住宅（GX志向型住宅）の導入に対して支援を行う。

- 対象（補助額）：新築戸建住宅、新築集合住宅（160万円／戸）
- 主な要件：①一次エネルギー消費量の基準（BEI） ≤ 0.65 （省エネのみ）
②一次エネルギー消費量削減率100%以上※1,2（再生エネ等含む）
③断熱性能等級6以上 など

※1 寒冷地等の場合は75%以上、都市部狭小地等の場合を除く
※2 集合住宅は、別途住宅部分の階層により設定

注）以下の住宅は、原則対象外とする。
・「土砂災害特別警戒区域」に立地する住宅
・「災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）」に立地する住宅
・「市街化調整区域」かつ「土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）」に該当する区域に立地する住宅 など

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度

4. 補助対象の例



お問合せ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341